

○山梨県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置 要領の制定について

〔平成27年3月13日〕
例規甲（組対組捜）第69号

この度、平成27年度組織改正に伴い、山梨県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要領を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、山梨県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要領の制定について（平成26年3月19日付け、例規甲（組対組捜）第138号）は、廃止する。

別添

山梨県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要領

第1 設置

山梨県警察本部に、山梨県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 趣旨

犯罪のグローバル化に適確に対応するためには、発生した事件の処理のみにとどまることなく、被疑者の犯罪行為を直接又は間接に支援している人的ネットワーク、インフラ等を解明し、犯罪組織に有効な打撃を与え、確実に解体していくことが重要である。特に犯罪インフラは社会の急速な変化に応じ、グローバル化する犯罪にとどまらず、国内の犯罪組織、詐欺、窃盗、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされてきている。その結果、犯罪インフラの存在は、治安に対する重大な脅威となっており、グローバル化する犯罪のみならず、他のあらゆる犯罪に対応するためにも、その対策が急務となっている。

そのため、各部門が連携を図って犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情報の収集・分析及び共有を促進し、検挙活動を強化するなど部門横断的な総合対策を推進する必要から委員会を設置するものである。

第3 任務

委員会は、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情勢を集約し、山梨県警察が対応すべき基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

第4 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職に

ある者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	刑事部長
委員	総務室長
	警務部長
	首席監察官
	生活安全部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	関東管区警察局山梨県情報通信部長

- 2 委員会は、委員長が招集し、掌理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐し、犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに関する情報を収集してその情勢を分析するとともに、これに対処するための基本的な施策の企画、立案及び総合調整並びにその推進状況の把握を図るため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	刑事部長
副幹事長	刑事部参事官
幹事	総務室総務課長
	総務室会計課長
	警務部警務課長
	警務部情報管理課長
	生活安全部生活安全企画課長
	生活安全部地域課長
	生活安全部少年・女性安全対策課長
	生活安全部生活安全捜査課長
	生活安全部通信指令課長
	刑事部刑事企画課長
	刑事部捜査第一課長

刑事部捜査第二課長
刑事部組織犯罪対策課長
交通部交通企画課長
交通部交通指導課長
交通部運転免許課長
警備部警備第一課長
関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課長

- 3 委員会の運営に関するこの要領の定めは、幹事会の運営について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第6 対策室

- 1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に対策室を置く。
- 2 対策室は、室長、副室長、対策管理官及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室 長	刑事部参事官
副 室 長	刑事部組織犯罪対策課長
対策管理官	刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室長
室 員	総務室総務課広聴・広報担当課長補佐
	総務室会計課予算担当課長補佐
	警務部警務課企画室企画第二担当室長補佐
	警務部警務課犯罪被害者支援室犯罪被害者支援担当室長補佐
	警務部情報管理課情報システム企画・指導担当課長補佐
	警務部情報管理課情報システム運用担当課長補佐
	生活安全部生活安全企画課生活安全対策室生活安全対策担当室長補佐
	生活安全部地域課企画・指導第一担当課長補佐
	生活安全部少年・女性安全対策課少年・女性安全対策担当課長補佐
	生活安全部少年・女性安全対策課少年サポートセンター所長補佐
	生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第一担当課長補佐
	生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第二担当課長補佐
	生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第三担当課長補佐
	刑事部刑事企画課犯罪捜査指導支援室支援担当室長補佐
	刑事部捜査第一課強行犯第一担当課長補佐
	刑事部捜査第一課強行犯第二担当課長補佐

刑事部捜査第一課特殊事件捜査担当課長補佐
刑事部捜査第一課盜犯担当課長補佐
刑事部捜査第二課広域知能犯担当課長補佐
刑事部組織犯罪対策課企画・暴排担当課長補佐
刑事部組織犯罪対策課情報指定・分析担当課長補佐
刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第一担当室長
補佐
刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第二担当室長
補佐
刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第三担当室長
補佐
交通部交通企画課企画担当課長補佐
交通部交通指導課交通捜査第一担当課長補佐
交通部交通指導課交通捜査第二担当課長補佐
交通部運転免許課免許担当課長補佐
警備部警備第一課情報第五担当課長補佐
警備部警備第一課サイバー攻撃・事件担当課長補佐

3 委員会の運営に関するこの要領の定めは、対策室の運営について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「室長」と、「委員」とあるのは「室員」と読み替えるものとする。

第7 実態解明班

- 1 対策室の事務について対策室を補佐するため、対策室に実態解明班を置く。
- 2 実態解明班は、班長、副班長、班長補佐及び班員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

班 長	刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室長
副班長	刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第三担当室長 補佐
班長補佐	生活安全部少年・女性安全対策課少年・女性安全対策担当課長補 佐 生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第一担当課長補佐 生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第二担当課長補佐 生活安全部生活安全捜査課生活安全捜査第三担当課長補佐 刑事部捜査第一課強行犯第一担当課長補佐 刑事部捜査第一課強行犯第二担当課長補佐 刑事部捜査第一課特殊事件捜査担当課長補佐

刑事部捜査第一課盜犯担当課長補佐

刑事部捜査第二課広域知能犯担当課長補佐

刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第一担当室長
補佐

刑事部組織犯罪対策課組織犯罪捜査室組織犯罪捜査第二担当室長
補佐

交通部交通指導課交通捜査第一担当課長補佐

交通部交通指導課交通捜査第二担当課長補佐

警備部警備第一課サイバー攻撃・事件担当課長補佐

班 員 副班長及び班長補佐の指揮下に属する係長以下の者又はこれらに
準ずる者のうち、班長の指定するもの

3 委員会の運営に関するこの要領の定めは、実態解明班の運営について準用する。

この場合において「委員長」とあるのは「班長」と、「委員」とあるのは「班員」と読み替えるものとする。

第8 庶務

委員会、幹事会、対策室及び実態解明班の庶務は、刑事部組織犯罪対策課において行う。